和福障第１２３１号
令和８年７月１５日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所（センター）　管理者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

中核機能強化加算の算定に係る手続について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび、中核機能強化加算算定の流れをまとめましたのでお知らせいたします。
当該加算の算定をお考えの児童発達支援センターにおかれましては、別添資料をご確認の上、加算算定のフローのとおり手続きを行ってください。

【添付書類】
・地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト（児童発達支援センター対象）
・和歌山市　地域障害児支援体制中核拠点登録申請書
・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
・中核機能強化加算・中核機能強化事業所加算に関する届出書
・中核機能強化加算の申請手続きの流れについて（資料１）
・中核機能強化（事業所）加算における地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況の作成・公表について（資料２）
・児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の申請手続の流れ等について（資料３）

【加算算定のフロー】
２ページ目を参照すること。

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL：０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷

# 加算算定のフロー

①地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリストを記入する。

②地域障害児支援体制中核拠点登録申請書を記入する。

③記入を終えた地域障害児支援体制中核拠点登録申請書、地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト、及び各算定区分に応じた添付書類を障害者支援課に提出する。
※拠点として登録された児童発達支援センターは、ＨＰ上でその旨が公表されます。

④地域障害児支援体制中核拠点の登録受理通知を障害者支援課から受け取る。

⑤体制状況の変更に必要な書類一覧を確認し、中核機能強化加算算定に必要な書類を準備する。

⑥変更届出書とともに、算定に必要な書類をフォームから提出する。
※毎月１５日までの届出→翌月から適用
毎月１６日以降の届出→翌々月から適用

⑦適用月から中核機能強化加算の算定を開始する。

【留意事項】
中核機能強化加算の算定を開始した児童発達支援センターは、１年に１度、加算算定に必要な要件を全て充足できていたかを確認します。したがって、各種要件である取組等（必要な取組等の詳細は、市ＨＰ掲載の報酬留意事項通知を参照）を確実に実施し、当該取組等に係る記録等を漏れなく残すとともに、必要な人員配置においても十分に注意してください。
なお、確認の結果、要件を満たしていなかった場合は、加算を付して行った請求の全てを過誤により返還いただきますので、くれぐれも注意してください。